

# 青森県報

号外第二十五号

令和四年  
三月三十日  
(水曜日)

目 次

告 示

○第二種特定鳥獣管理計画の策定……………(自然保護課) ……一

## 告 示

青森県告示第百九十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条の二第一項の規定により第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)を次のとおり定めたので、同条第三項において準用する同法第四条第五項の規定により公表する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

# 第3次第二種特定鳥獣管理計画 (下北半島のニホンザル)

## 【 目 次 】

1	計画策定の目的及び背景	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画策定の背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象とする区域	2
5	現 状	2
(1)	生息状況	2
ア	個体群の現状	2
イ	生息環境	2
(2)	気候	3
(3)	植生	3
(4)	土地利用及び林野状況	3
(5)	農業及び農家形態	4
(2)	被害状況	4
ア	農作物被害	4
イ	人的被害及び生活環境被害	6
(3)	被害対策	7
ア	農作物被害対策	7
イ	人的被害及び生活環境被害対策	7
(4)	捕獲実績	7
(5)	市町村別の被害対策等	9
ア	むつ市鮎野沢地区	9
イ	むつ市大畑地区	9
ウ	むつ市川内地区	9
エ	むつ市むつ地区	10
オ	大間町	10
カ	風間浦村	10
キ	佐井村	10
ク	東通村	11
6	評価	11
7	課題	11
(1)	群れの管理に取り組むこと	11
(2)	総合的な被害防除等に取り組むこと	11
(3)	捕獲体制の強化に取り組むこと	12
8	管理の目標及び目標を達成するための基本方針	12
(1)	管理の目標	12
ア	長期的目標	12
イ	計画期間の達成目標	12
(2)	目標を達成するための基本方針	12
9	目標を達成するための施策	13
(1)	管理事業を組み合わせて実施	13
(2)	群れ毎の管理	13
(3)	加害レベルに応じた対策	13
(4)	各機関の取組	13
ア	県の取組	13
イ	市町村の取組	13
ウ	地域ぐるみの取組	14
10	管理事業	14
(1)	生息地の保全対策	14
(2)	被害防除対策	14
ア	被害防除のための土地管理	14
(3)	方針	14
(4)	土地区分の定義と管理の方針	14

令和4年3月  
青 森 県

- イ 具体的被害防除対策……………15
  - (1) 電気柵の設置・維持管理……………15
  - (2) 追い払い……………15
  - (3) 追い上げ……………15
  - (4) 餌やり防止対策……………15
  - (5) 調査区域の環境整備……………16
  - (6) 調査区域の環境整備……………16
  - (7) モンキーボックスの計画的な配置・体制整備……………16
- (3) 捕獲……………16
  - ア 加害個体除去……………16
  - イ 個体数調整……………17
  - ウ 加害群除去……………17
  - エ その他……………17
    - (1) 捕獲のための手続き……………17
    - (2) 捕獲個体の取扱い……………17
    - (3) 科学委員会への報告……………17
    - (4) 外来種の捕獲……………17
- (4) 住民による自衛……………17
  - ア 戸締まりの徹底……………18
  - イ 電気柵の適正管理……………18
  - ウ 集落環境管理の徹底……………18
    - (1) 誘引要因の除去……………18
    - (2) 餌やりの禁止……………18
    - (3) 集落環境の保全……………18
    - (4) 調査結果の分析……………18
    - (5) 被害状況調査……………19
- 11 計画の実施及び見直しに必要な事項……………18
  - (1) 管理事業の実施……………18
    - ア 計画の実施体制……………18
    - イ 市町村実施計画の作成……………18
    - ウ モニタリング……………18
      - (1) 生息状況調査……………18
      - (2) 調査結果の分析……………18
      - (3) 被害状況調査……………19
- 12 住民などの普及啓発、合意形成……………19
  - (1) 共存に向けた地域住民への普及啓発……………19
  - (2) 集落環境調査の実施……………19
  - (3) 耕作放棄地等対策の実施……………19
  - (4) 環境教育、地域資源としての活用……………19
- ア 地域の子供達への環境教育……………19
  - イ エコツアーシステムやソーシャルシステムなど観光資源としての活用……………19
  - ウ 研究や研修の場としての活用……………20

用語の説明

22

- 《図表》……………23
- 《参考資料》……………31

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

下北半島ニホンザルの地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活環境被害の根絶による人との共存及び農作物被害の軽減を図るため、令和3年度で終了する第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル。以下、「管理計画」という。）の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たに第3次管理計画を策定するものである。

(2) 計画策定の背景

下北半島に生息するニホンザル（以下、「サル」という。）は、人以外で最も北に生息する霊長類であり、昭和45年に「下北半島のサルおよびサル生息北限地」として国の天然記念物に指定され、保護が図られてきた。また、青森県のレッドデータブックでは、「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。

一方、サルの遊動域に含まれる農地のほぼ全域で農作物被害が発生し、農家の生産意欲の減退を招くとともに、一部地域では、人的被害が生じており、人家等侵入及び損壊など、生活環境被害も発生している状況にある。

このため、青森県では科学的な調査に基づいて保護管理を推進するため、平成12年10月に「下北半島ニホンザル保護管理基本計画」を策定、さらに、平成16年3月に「特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）」（以下「旧保護管理計画」という。）を策定、平成20年3月に第2次鳥獣保護管理計画を策定、平成24年3月に第3次鳥獣保護管理計画を策定、平成26年度の鳥獣保護管理法の施行を受け第1次管理計画を、平成29年3月に第2次管理計画を策定し、①地域個体群としての永続的な保全、②生息地の保全、③人的被害、人家等侵入などの根絶及び農作物被害の軽減、④共存のための社会合意形成などを目標とし、北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けた対策をより一層推進してきたが、依然として被害の解消には至っていない。

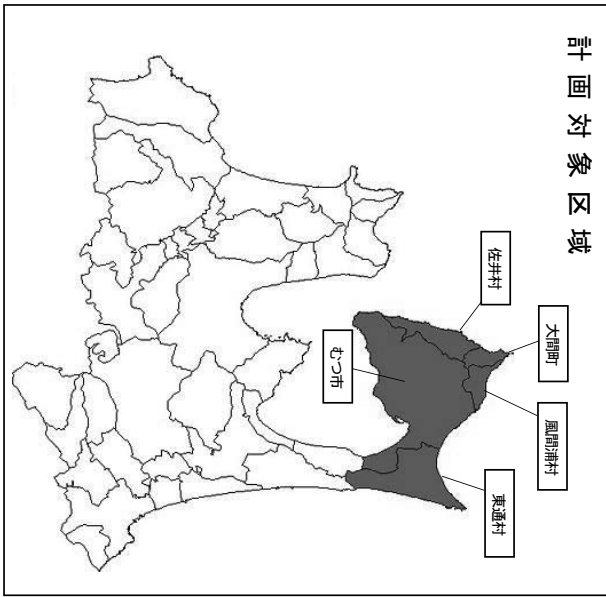
こうした状況を踏まえ、これらの諸問題の解決に向けた次の取り組みを中心とした第3次管理計画を策定する。

- 1 北限のサルの保護及び地元住民との共存に向けた対策をより一層推進する。
- 2 土地管理区分（ゾーニング）に応じた被害予防対策、捕獲対策を進める。
- 3 ニホンザルによる人的被害及び生活環境被害の未然防止を最優先に対処することとし、農作物の被害防止対策や個体及び群れ捕獲を含めたより多様な被害防止対策を行う。
- 4 被害に迅速に対処するため、捕獲申請の判断は市町村に委ねるとともに、県及び市町村は専門的知識や技術を有する人材育成を推進する。
- 5 県は、計画目標の達成に向け、市町村やNPO法人などと連携を図りつつ、モニタリング調査を実施し、計画の実行を点検・修正するフォローアップシステムを構築するとともに、捕獲業務に必要な専門知識や技術を習得する機会を創出する。
- 6 サルとの共存に向けた地域住民への普及啓発、合意形成に努める。

2 管理すべき鳥獣の種類  
ニホンザル (*Macaca fuscata*)

3 計画の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

4 計画の対象とする区域  
むつ市及び北郡(大間町、東通村、風間浦村、佐井村)



5 現状

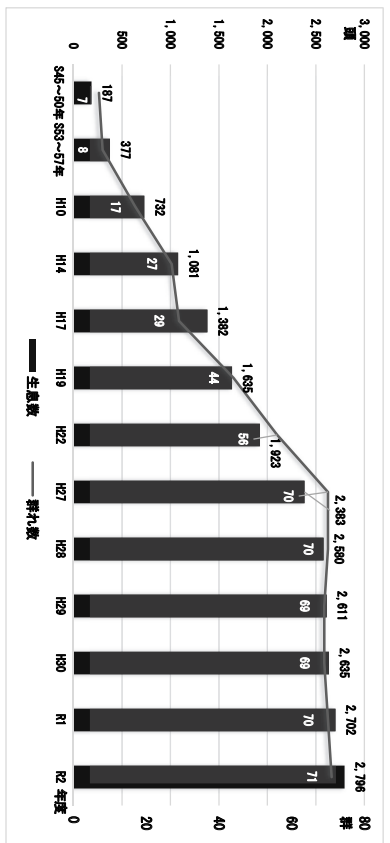
ア 個体群の現状

令和2年度に県が行ったモニタリング調査報告書によると、現在、下北半島に群れとして生息するサルは71群、2,796頭+αである(【図-1】)。その分布域は下北半島の南部から北郡にかけての4市町村に偏り、面積について約600平方キロメートルと推定される。

群れの分布は連続し、津軽、白神など他地域の分布から隔離していることから、下北半島のサルを1つの地域個体群として扱うこととする。

この地域個体群は、かつてはむつ市(旧脇野沢村)など南西部の個体群と大間町など北西部の個体群の2つに分かれていたが、主に北西部の個体群の分布域の拡大によって1990年代後半に1つにつながった。(参考資料(3)P35)。その後も分布域の拡大が東側に広がり、近年、東通村でサルの目撃情報が相次いでいることが注目される。

【 図 - 1 生息状況の推移 】



※ むつ市脇野沢の野猿公苑内保護檻に収容されているA1群は除く。(出典：青森県自然保護課)

イ 生息環境

(7) 気候

下北半島の東側で親潮寒流、西側から津軽海峽側にかけては対馬暖流の影響を受けるため、むつ市を境にして東側が太平洋型気候、恐山山地帯の津軽海峽側と下北山地の平館海峽側が日本海側気候となる。

年間平均気温は沿岸線と平野部が10℃で、大間崎から西側の海岸線は、対馬暖流の影響で1℃ほど高い。標高が高い恐山山地帯は2~3℃ほど低くなる。

積雪量は中央部の恐山山地帯は1.5~2mほどで、海岸部では1m以内である。佐井村から大間町、むつ市大間町の海岸線は特に少なく、0.5m以下である。年間積雪日数は平野部で100日前後、標高の高い山地帯では120日ほどであるが、近年暖冬が続き、積雪量、日数とも少なくなっている。

(4) 植生

下北半島の植生は、ブナク拉斯域自然植生とヒノキアスナロ群落、エゾイタヤーンツノキ群落、標高が高くなればチシマザサ群団が分布している。残りをブナク拉斯域代償植生のブナ・ミズナラ群落、スギ・カラマツ植林、人家周辺の畑地雑草群落が占め、西海岸側の急峻な崖には自然裸地が点在する。標高の高い恐山山地帯遼岳の周辺ではブナク拉斯域自然植生が残っているが、標高が低いところではブナ林、ヒノキアスナロ林などの自然林が伐採され、ブナク拉斯域代償植生とスギなどの林業利用地が広がっている。

(4) 土地利用及び林野状況

下北半島の耕地、森林、その他の面積の総面積に占める割合は、それぞれ4%、83%、13%である。これらの土地の果全体での平均はそれぞれ16%、65%、19%であることから、本地域は県内でも森林の割合が高い地域といえる。

森林のうち国有林率は73%であり、県平均の62%に比べてかなり高い。また、人工林率は41%で、県平均の44%より低く、樹種はスギが主体で、他にアカマツ、クロマツ、カラマツなどである。

(ロ) 農業及び農家形態  
 農作物作付(栽培) 面積は、県全体では稲、飼料用作物、果樹の順となっているが、本地域では飼料用作物、野菜、稲の順である。  
 農家戸数に占める自給的農家戸数の割合は69%であり、県平均の23%に比べて著しく高く、自家消費型の農業となっている。

【表-1 土地利用状況及び農家戸数】

区分	市町村	農用地		森林		農家戸数		人口		農家戸数	
		(ha)	(%)	(ha)	(%)	(戸)	(%)	(人)	(戸)	(%)	(%)
市町村		(ha)	(%)	(ha)	(%)	(戸)	(%)	(人)	(戸)	(%)	(%)
むつ市	86412	74,128	59.25%	59,425	47.61%	15,000	27.91%	42,688	3,130	52,809	23.8%
大間町	5210	3,880	74.5%	3,292	63.2%	593	98.2%	2,783	328	4,520	13.2%
東進村	28,827	21,687	75.2%	17,260	52.8%	13,927	40.2%	9,414	1,000	10,414	18.1%
風間浦村	6,955	5,548	79.8%	3,218	46.4%	1,331	19.0%	3,988	13	1,625	4.1%
佐井村	13,504	12,495	92.5%	11,665	86.1%	830	6.1%	8,144	301	1,770	2.2%
計	141,808	118,738	83.8%	97,065	68.9%	31,684	22.5%	66,837	6,637	30,073	45.0%
青森県	964,964	633,122	65.6%	394,795	40.8%	238,337	24.7%	338,911	150,500	1,217,389	12.4%

(出典：青森県林政課、青森県統計分科課、農林水産省、2020 農林業センサス)  
 注1) 人工林率=(人工林面積)/(人工林面積+天然林面積)  
 注2) 耕地率=(耕地面積)/(総土地面積)

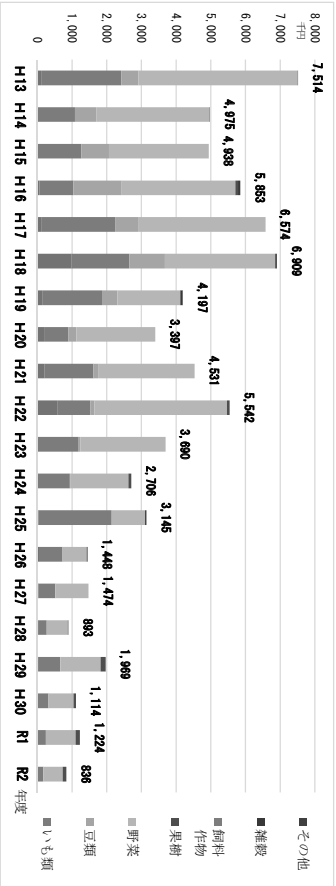
(2) 被害状況

ア 農作物被害  
 下北地域全体の農作物被害額は平成13年度に約750万円だったが、令和2年度は約84万円まで減少している。

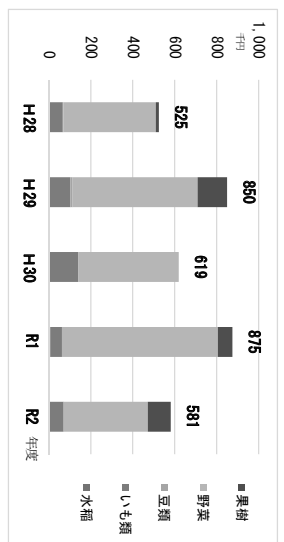
しかし、以前は群れの分布域が海岸部を中心に拡大していたが、近年では内陸部にも拡大しており、農業を基幹産業としている地域のほか、家庭菜園にも出没し、新たな被害を引き起こすおそれが生じていることから、継続的な対策が求められている。

令和2年度の被害作物は、稲、パイン、ダイコン、カボチャ、長ネギ、豆類、トマト、トウモロコシなど様々で、特に野菜及びパイン類の被害が多く、各市町村とも8割以上を占めている。

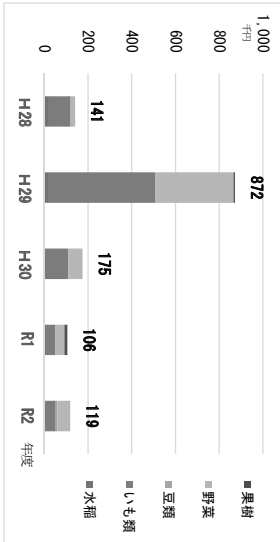
【図-2 年度別農作物被害金額】



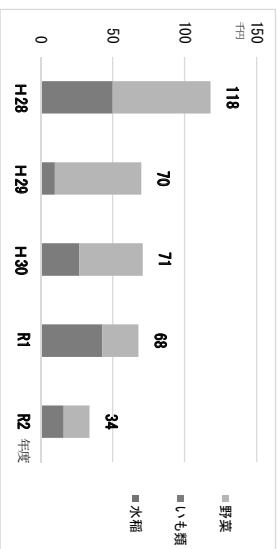
【図-3 むつ市における過去5年間の農作物被害金額】



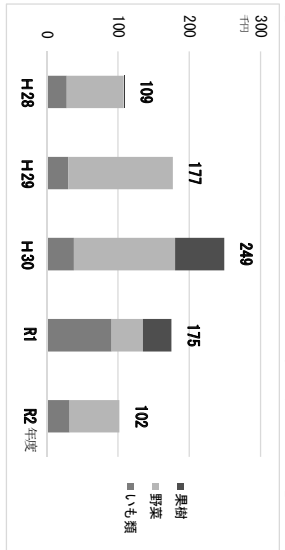
【図-4 大間町における過去5年間の農作物被害金額】



【図-5 風間浦村における過去5年間の農作物被害金額】



【図 - 6 佐井村における過去5年間の農作物被害金額】



- イ 人的被害及び生活環境被害
  - (フ) 人的被害 (傷害・威嚇)
    - 耕作者等への威嚇行為や怪我などの人的被害については、第1次管理計画では14件、第2次管理計画では11件発生している。
    - (イ) 生活環境被害 (人家等侵入・屋根歩行・損壊)
      - 人家等への侵入、屋根の歩行やガラス等の損壊などの生活環境被害については、第1次管理計画では33件、第2次管理計画では179件発生している。

【表 - 2 人的被害及び生活環境被害発生状況 (H24~R2)】

市町村	区 分	第1次管理計画					第2次管理計画					合計
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	R1年度	R2年度	合計		
むつ市	人的被害	1				4	4	2				6
	小計	1				4	4	2			6	
	生活環境被害					20	20	29	42	52	123	
	小計					2	3	5	3	1	11	
大間町	人的被害					23	25	3	30	42	52	127
	小計					3	3		3	3	9	
	生活環境被害					1	1		6	3	9	
	小計					1	1		6	3	9	
風間浦村	人的被害					1	1				2	
	小計					6	6		1	1	13	
	生活環境被害					3	3	1	5	2	11	
	小計					3	3	1	1	1	7	
佐井村	人的被害					3	4	1	5	3	5	14
	小計					2	2		7	11	9	27
	生活環境被害					1	1		1	1	3	
	小計					2	3		7	13	9	29
合計	人的被害	1				13	13	4	3	3	1	11
	小計	1				13	14	4	3	3	1	11
	生活環境被害					23	23	1	41	61	69	172
	小計					3	3	2	3	5	2	15
計		1				29	33	4	42	64	69	179

※ 平成28年度から人的被害に「威嚇」、生活環境被害に「屋根歩行」を加えた。

(3) 被害対策

ア 農作物被害対策

集落をサルの餌場にならないために、残飯や農作物の残渣処理を行うほか、電気柵や網の設置を進めて、農作物を防除するとともに、集落にサルが侵入しにくい環境を整備するとともに人やモモンキーグッズによる追い上げ、追い払い対策を実施してきた。

イ 人的被害及び生活環境被害対策

被害の未然防止を最優先に、人やモモンキーグッズによる追い上げ、追い払いのほか、住民に戸締りの徹底や餌やり禁止等の普及啓発を行ってきた。

【表 - 3 市町村別被害対策実施体制状況】

項目	むつ市	大間町	風間浦村	佐井村
捕獲体制(単位:人)	17	7	4	8
保護管理専門員等	7	3	1	2
鳥獣被害対策実施隊	10	4	3	6
箱わな等設置台数(単位:台)	46	38	33	45
モモンキーグッズ(単位:頭)	4	0	0	1

令和3年3月末現在

【表 - 4 電気柵等設置状況】

市町村名	むつ市	大間町	風間浦村	佐井村
項目	51,938	16,864	21,673	22,003
電気柵延長(m)				

令和3年3月末現在

(4) 捕獲実績

第2次管理計画における捕獲実績は、平成29年度から令和2年度までの4年間で556頭である【表 - 5】。

【表・5 下北半島ニホンザル捕獲等実績】

市町村名	第2次日獣管理計画												計	
	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度			
	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数		
むつ市(旧鷹野沢村)	13	16											13	16
むつ市(旧鷹野沢村、旧川内町、旧大畑町)			103	32									103	32
むつ市(旧鷹野沢村、旧川内町、旧大畑町、旧むつ市)					103	14							103	14
むつ市						51	13	2	2	53	15			
大間町			23	0	46	3	23	19	16	9	108	31		
鷹巣津村			66	1	127	13	62	23		14	255	51		
佐井村					79	8	122	19	52	27	253	69		
計	13	16	271	41	398	49	188	82	18	40	888	228		

市町村名	第1次管理計画												計	
	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度			
	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数		
むつ市	88	77	236	27	236	67	217	48	193	43	970	282		
大間町	109	19	13	27	122	17	172	55	146	28	562	146		
鷹巣津村	63	18	58	14	223	24	95	26	99	34	538	116		
佐井村	134	40	83	21	240	16	251	50	220	29	928	156		
計	394	154	390	89	821	124	735	179	658	134	2998	690		

市町村名	第2次管理計画												計	
	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度			
	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数	捕獲許可 頭数	捕獲数		
むつ市	303	65	314	29	230	43	183	35			1,030	172		
大間町	160	15	173	19	156	25	133	27			622	86		
鷹巣津村	139	27	141	39	223	31	191	15			694	112		
佐井村	341	49	315	35	360	59	305	43			1,321	186		
計	943	156	943	122	969	158	812	120			3,667	556		

(注)捕獲数には取捕や譲渡を含まない。

(5) 市町村別の被害対策等

ア むつ市鷹野沢地区

昭和38年度頃から農作物被害が発生し、初期の被害は丸瀬田地区に限られていた。群れ(A群と呼称)の個体数は15頭しかおらず、保護と農作物被害防止を目的として昭和39年度に餌付けが開始されたが、個体数の増加に伴い、遊動域は芋田地区や畑田地区にまで広がり、昭和53年度から55年度にかけてA群は分裂した。

分裂したA群のうち、餌付けされた群は昭和56年度から57年度に捕獲し、昭和56年度に建設された野猿公苑で飼養している。平成6年度から導入された電気柵は、現在、新井田地区及び畑田地区を除く全ての地区に設置され、総延長は約32,000m(令和2年度末現在)となっている。電気柵の維持管理については、鳥獣被害対策実施隊による維持管理の徹底や農家に対し、電気柵周辺の草刈り等の協力を呼びかけている。野猿公苑での飼養開始後、野猿監視員(現:鳥獣被害対策実施隊)による追い上げ・追い払いが実施され、近年は電気柵が整備されていない地域への出没がみられる。

平成20年度からはモンキーグッズによる追い上げや追い払いを実施し、サルは出没回数が減少する効果が見られた。平成30年度には年齢や体力面を考慮して、モンキーグッズを更新している。

イ むつ市大畑地区

平成10年度に二枚橋、小目名地区の農作物被害が報告された。平成13年度以降は赤川、二枚橋、釣屋浜、大畑道、木野部地区で群れ及びサルによる被害が発生し、平成14年度には被害金額が約280万円まで増加した。その後も100万円を超える年が続き、被害の拡大が予測されたことから、平成19年度から鳥獣被害対策実施隊を配置、平成20年度から被害箇所での電気柵の整備を進め、総延長は約7,300m(令和2年度末現在)となっている。電気柵の維持管理については、鳥獣被害対策実施隊による維持管理の徹底や農家に対し、電気柵周辺の草刈り等の協力を呼びかけているが、電気柵が整備されていない地域への出没がみられる。

平成23年度からはモンキーグッズによる追い上げや追い払いを実施し、サルは出没回数が減少する効果が見られた。令和元年度に引退したことから、モンキーグッズの配置換えで対応している。

ウ むつ市川内地区

平成12年度からサルレザルによる農作物被害が報告されている。平成20年度から駒崎地区・野平地区に電気柵を設置し、平成21年度には野平地区にサル接近警戒システムを設置した。さらに、平成26年度にはモンキーグッズを導入して、鳥獣被害対策実施隊及び農家が追い払い活動を行っている。平成20年度から被害箇所での電気柵の整備を進め、総延長は約8,800m(令和2年度末現在)で、整備されている箇所での被害は減少している。電気柵の維持管理については、鳥獣被害対策実施隊による維持管理の徹底や農家に対し、電気柵周辺の草刈り等の協力を呼びかけているが、電気柵が整備されていない地域への出没がみられる。

また、既存のおなげに慣れはじめ捕獲数が伸び悩んでいることから、平成30年度から大型檻での捕獲に取り組んでいる。

エ わつ市むつ地区  
 平成 18 年度からハナハレザルの出没が目立ちはじめ、農作物被害が報告されている。平成 24 年度から関根新田地区・角違地区に電気柵が整備され、総延長は約 3,600m (令和 2 年度末現在) となっている。また、鳥獣被害対策実施隊によるパトロールも実施され、追い上げ、追い払いを行っている。近年は市街地に近い地区への出没が相次ぎ、被害が拡大するおそれがある。

オ 大間町  
 平成 10 年度に奥戸大川目地区でまとまった被害が発生した。以降、年々被害地域が拡大しており、平成 13 年度から巡視員 (現：鳥獣被害対策実施隊) による追い払いが行われている。電気柵は平成 19 年度以降継続して設置し、総延長は約 17,000m (令和 2 年度末現在) となっている。電気柵の維持管理については、老朽化による漏電などが確認されており、更新又は維持管理上の問題が挙げられている。  
 また、平成 30 年度からは追い上げ、追い払い業務を民間委託し、早番・遅番体制の活動により、農作物被害が軽減されている。

カ 風間浦村  
 平成 8 年度に初めて下風呂地区、桑畑地区でサルによる農作物被害が報告された。平成 10 年度には、被害が多い桑畑地区から電気柵の設置が始まり、一時的に減少したものの、サルは他地区の農地へ移動し、平成 10 年度には易国間地区、平成 12 年度にはむつ浦地区にも被害が拡大し、村内全域に群れが現れるようになった。  
 電気柵の設置は、平成 10 年度に桑畑地区から始まり、総延長は約 21,700m (令和 2 年度末現在) となっている。また、耐用年数が経過した電気柵ネットの取替えも行っている。指導員 (現：鳥獣被害対策実施隊) による追い払いは平成 14 年度から村内全域で実施されているほか、平成 22 年度からはニホンザル保護管理専門員を配置し育成にあたりしている。  
 平成 23 年度からはモンキーグッズを導入し効果がみられたが、平成 26 年度に病死して以降、モンキーグッズは導入していない。  
 また、既存のわなに慣れはじめ捕獲数が伸び悩んでいることから、平成 28 年度から大型檻での捕獲に取り組んでいる。

キ 佐井村  
 平成 3 年度から原田地区及び古佐井地区で巡視員 (現：鳥獣被害対策実施隊) による追い払いが始まり、現在は村内の全ての地区で追い払いが実施されている。電気柵は平成 7 年度に古佐井地区に始まり、現在は村内の全ての地区に設置され、総延長は約 22,000m (令和 2 年度末現在) となっている。近年は、農家の高齢化、電気柵の老朽化などにより、維持管理上の問題がある。  
 平成 22 年度にニホンザル保護管理専門員の配置、平成 23 年度からはモンキーグッズを導入し、追い払いや追い上げの被害対策を実施しているが、モンキーグッズについては令和元年に病死したため、令和 2 年度に新たに導入している。  
 また、既存のわなに慣れはじめ捕獲数が伸び悩んでいることから、平成 29 年度から大型檻での捕獲に取り組んでいる。

ク 東通村  
 令和 2 年度までに農作物の被害は確認されていないものの、近年はサルの目撃情報が相次いでいることから、生息動向を注視し、被害情報の把握に努める。  
 また、状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊によるパトロール活動や追い上げ、追い払いのほか電気柵の設置や捕獲体制の整備を検討する。

6 評価

第 2 次管理計画では、管理目標を新たな群れの発生を防ぐとともに、生息数を平成 22 年度の生息水準 (1,923 頭) まで減少させ、農作物被害は過去 3 カ年の平均値 (2,023 千円) を下回ることを目標とした。

そのため、県は生息状況等を把握するためのモニタリング調査を実施し、市町村はその調査結果を反映させた市町村実施計画を毎年度作成し、国交付金等を活用した電気柵の設置や実施隊及びモンキーグッズによる追い上げ・追い払い、既存のわなに加えて、複数頭を捕獲できる大型檻の導入、テレメトリー調査による遊動域の把握、被害を出している群れの個体数調整や加害群除去等を主体的に実施した。

さらには、鳥獣被害対策実施隊による電気柵の維持管理、花火による追い払いのほか、市町村が農業者に電気柵の維持管理方法を指導し、電気柵周辺の下草除去等呼びかけるなど、複数の方法で被害防除対策に取り組んできた。

その結果、農作物被害は令和 2 年度には 836 千円まで減少し、計画どおりに目標を達成することができたが、電気柵が整備されていない地域への出没、老朽化や農家の管理不足による漏電等のほか、追い上げ、追い払いが人員不足により徹底されなかった。

また、捕獲については、わなに慣れたサルが増えたことや大型檻の設置場所に吉慮したほか、捕獲従事者の不足により、計画どおりに捕獲できなかったことから、個体数は 2,796 頭 (令和 2 年度末現在) に増加し、分布域が拡大している。近年は市街地で人家等侵入や屋根歩行が発生しているため、住民が不安を感じながら生活している。

以上のことから、引き続き、人的被害・生活環境被害の根絶による人との共存及び農作物被害の軽減に取り組む必要がある。

7 課題

(1) 群れの管理に取り組むこと

個体数の増加にあいまって、群れ数が増加し、分布域が拡大している。新たな加害群、加害集団を発生させないため、また、人の生活圏とサルの遊動域の重複を解消するため、積極的に群れの除去に取り組むことが必要である。

また、わなに慣れたサルが増えたことなどにより、捕獲が計画どおりに進んでいない。より効果的な捕獲手法の検討、誘引、導入が必要である。

(2) 総合的な被害防除等に取り組むこと

集落内に排作放棄地などの誘引要因があるほか、電気柵等の管理が徹底されていない状況がみられる。地域における総合的な被害防除の取組を推進するため、群れの管理や被害対策の重要性等について地域住民への浸透が必要である。



(3) 捕獲体制の強化に取り組むこと  
捕獲に従事する者が不足し、十分な捕獲体制が整っていないため、担い手の確保が必要である。

8 管理の目標及び目標を達成するための基本方針

(1) 管理の目標

群れ数及び個体数が増加し、分布域の拡大や新たな地域における農作物被害等が確認されていることに加え、人的被害及び生活環境被害が増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、引き続き、サルによる人的被害及び生活環境被害の根絶及び農作物被害の軽減による人との共存を目指すとともに、地域個体群の安定的な存続を図るため、次の目標を設定する。

ア 長期的目標

(7) 地域個体群としての永続的な保全、生息地の保全

(8) 人的被害、生活環境被害などの根絶及び農作物被害の軽減

(9) 共存のための社会合意形成

(10) 加害総合レベルが低い群れへの予防対策

(11) 東通村への侵入や定着の防止

イ 計画期間の達成目標

(7) 個体群調整に関する事項

群れごとの管理を基本とし、群れの規模や遊動域、加害レベルを把握のうえ、毎年度作成する市町村実施計画において、加害総合レベルの高い群れや東通村付近に生息する群れを優先に個体数調整や加害群除去等を実施し、生息数を大幅に減少させるとともに、新たな群れの発生を防ぐなど、群れごとに被害防除対策や捕獲頭数の目標を設定する。

また、東通村で目撃されているサルについては、生息動向を注視し、追い払い等により侵入や定着を防ぐ。

(8) 被害防除に関する事項

農作物被害は過去3カ年の平均を下回することを目標とし、人的被害及び生活環境被害についても同様の目標とする。

《参考》  
一般論として個体群規模を維持するためには、最低限 20 群又は約 1,000 頭、250 平方キロメートル以上の連続した分布域を確保することが一応の目安となるが、1,000 頭という目安を下回れば、現実の絶滅確率が急激に増加するわけではない。  
これは参考とするひとつの数値であり、それぞれの地域の状況を把握、分析し、各々の地域個体群の扱い方を決めていくことになる。

(2) 目標を達成するための基本方針

下北半島に生息するサルは、人以外の霊長類では、世界で最も北に生息し、1970 年に国の天然記念物に指定され、学術上も貴重な地域個体群であることから、安定的な存続を図るため保護する必要がある。一方で、人と共存を図るためには、人の生活圏への侵入を食い止め、人とサルとの軋轢（あつれき）を最小限としなくてはならない。

このため、長期的には、第2次管理計画策定時に目標とした平成 22 年度の生息水準を基準とし、捕獲体制の強化を図りながら、新たな加害群や加害集団を生じさせず、また、人の生活圏とサルの遊動域が重複している地域を解消するために、積極的に群れの除去に取り組むこととする。

なお、地域個体群の安定的な維持に必要な群れ数や個体数の規模などについては、最新の知見やモニタリング結果により引き続き検討を進める。

また、農作物被害については年による増減があることから、現状からの改善に向けて総合的な被害防除対策に取り組むこととする。

9 目標を達成するための施策

(1) 管理事業を組み合わせて実施

サルの管理は群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、生息地域毎に、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備及びモニタリングを効果的に組み合わせる。

また、モニタリングにより被害防除対策等の効果を評価して必要に応じて計画及び事業の見直しの検討を行う。

(2) 群れ毎の管理

サルの群れは、遊動域の環境によって性質が大きく異なる。市街地や農地を遊動域に含む場合は、人馴れが進み、農作物被害や人的被害、人家等侵入などの生活環境被害を発生させやすいが、山間部に生息し、市街地や農地を遊動域に含まない場合は、人の姿を見たと逃げるなど警戒心が強い傾向にある。そのため、サルの管理は、群れの性質や生息環境に応じて群れ毎に管理事業を検討し、実施する。

(3) 加害レベルに応じた対策

(2) で示したようにサルは群れによって性質が異なるため、「加害レベルと被害対策の選択基準」(図表一覧【表-3】P30)に基づき、群れの加害行動を5段階の加害レベルに分類し、毎年度実施するモニタリングにより判定する。また、被害対策についても、「加害レベルと被害対策の選択基準」に照らしながら実施する。

(4) 各機関の取組

ア 県の取組

県は、市町村や関係機関等と広域的な連携・調整を図ることにより効果的な被害防除体制の確立を目指す。また、市町村や地域が実施する被害対策に必要な支援・助言を行うとともに、県がモニタリング調査を実施し、その調査結果の分析と情報提供、最新の知見や対策手法の情報収集、必要に応じて新たな手法の試行を行う。さらに、市町村や地域住民などに対して捕獲や防除対策に必要な専門知識を習得するための研修会等を開催する。

また、捕獲従事者を確保するため、引き続き、狩猟免許試験の休日開催や試験会場の複数化などにより、受験者の利便性の向上を図る。

イ 市町村の取組

市町村は、被害防除対策・個体数調整・生息環境整備等と組み合わせ、地域に適合した市町村実施計画を毎年度作成し、実施する。また、地域ぐるみで被害を軽減するための効

果的な手法の導入や住民に対する被害防除に必要な技術指導に取り組みとともに、国交付金等の活用により担い手の確保に努める。

ウ 地域ぐるみの取組

サルは学習能力、運動能力が高いため、被害を完全に防ぐことのできる画一的な被害防除方法は確立されていない。また、捕獲のみに頼った単独の対策では群れの遊動域に影響を及ぼし、被害防除を行っていない農地等への移動、定着を引き起こすなど被害を拡大するおそれがあることから、人の生活圏から遠ざかるよう住民による地域ぐるみの被害防除対策を実施する必要がある。そのためには、県、市町村、関係団体等が住民と連携しながら、地域ぐるみの取組を継続的に実施することが重要であり、自然環境、地形、作物等地域に適合した方法を選択し組み合わせることで、農地等からサルの採食場としての魅力を失わず、人馴れや里への依存が進行しない予防対策を進める。

10 管理事業

(1) 生息地の保全対策

森林地帯で、人間社会に影響を与えない地域をサルの生息地として保全する。ここでは、餌木の保残などサルの生息にとって良好な環境である広葉樹林の保全、整備に努める。

また、サルの生息にとって重要な地域については、地域の意見を聞き、関係機関と調整を図りつつ、天然記念物としての適切な自然生息環境の維持保全に努めるほか、鳥獣保護区の指定などによる生息地の保全を検討する。

(2) 被害防除対策

ア 被害防除のための土地管理

(イ) 方針

下北半島では、人間の居住地や農耕地が狭い沿岸平野部にかたまり、それ以外の存在する。このため、被害から守るべき地域が明確に限定されていると言える。このことを認識した上で、被害地の立地条件と遊動域など地域のサルの生態を踏まえた被害防除計画を立案すれば、より効果的な被害防除が可能である。また、地域で、現在起こっているあらゆる被害と将来予測される被害の軽減を図るため、農耕地ばかりではなく、人間の居住地を含めた地域全体の被害防除を長期的観点にわたって作成する。

被害地を中心とした土地の管理区分では、まず、被害から守るべき地域の地勢と土地利用に着目し、区分に応じた適切な防除方法を想定しながら、①排除区域、②調整区域、③保全区域を設定する。保全区域については、森林におけるサルの生態研究の成果を踏まえ、森林管理局の計画との整合性をとりながら、森林所有者に対して、伐採後の再造林や保育作業、間伐等の森林整備を適正に実施し、林床植生の回復や針広混交林が図られるよう普及啓発を行う。

(ロ) 土地区分の定義と管理の方針

α 排除区域

排除すべき財産のある区域。主に住宅地・農地等の区域とする。人家周辺・農地はサルの生息を想定しない区域である。当面の被害対策は、電気柵の設置・追い払い等によって被害を防ぎながら、追い上げなどによって群れを調整区域や保全区域に移動させ

ることを目指すが、甚大な被害が発生、または、予想される場合は、加害個体除去、個体数調整及び群れ捕獲を実施できる。

β 調整区域

サルの生息地である保全区域から排除区域へサルが出ないような環境づくりを行う区域。主に民有林の区域とする。

被害地域では、群れの追い上げを行うほか、ほかに適当かつ現実的な排除方法が見当たらない場合は、加害個体除去、特定の群れの個体数調整や群れ捕獲などにより、被害地域の拡大阻止を行うこともあり得る。

γ 保全区域

サルにとって良好な生息環境であるべき森林地帯。主に国有林の区域とする。なお、国有林内に点在する民有林は保全区域として扱う。原則的にサルの捕獲は行わない。ただし、人又は農作物に被害を与えた個体の排除は必要に応じて行うものとする。

イ 具体的被害防除対策

被害防除対策を進めるにあたっては、地域の実情に応じて、次の対策を効果的に組み合わせて実施する。

(イ) 電気柵の設置・維持管理

市町村は、地形、作物等地域の実情に合わせて必要に応じて農地を囲い込み、物理的にサルの侵入を防ぐ電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

また、電気柵の効果を持続させるためには、定期的に下草の除去を行う等、適切な維持管理が必要であり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置を促進する。

(ロ) 追い払い

追い払いとは、サルが農地や人家周辺に出没した時、花火・電動ガン等を使用して追い出すことである。地域が一部(地域ぐるみ)となって追い払いを行わないと、サルの人への恐怖心が希薄となり、人馴れが進行するとともに被害が拡大する。住民が個別又は組織的な追い払いを継続的に実施することで、人に対する恐怖心をサルに植え付けることが重要である。

また、サルの群れにテレメトリー発信機を装着し、受信機により群れの位置を把握する方法により追い払いをより効果的に実施することができる。

(ハ) 追い上げ

追い上げとは、遊動域の後背地の、群れが生息できる環境に完全に定着し、遊動域を確立するまで、被害が発生している農地及び人家周辺から人為的に移動させるものである。農作物を食物と認識したサルを森林に戻すことは困難であるので、将来への被害を予防するため、あまり被害を出していないサルへも追い上げを実施しておくことが重要である。

(ニ) 餌やり防止対策

観光客や住民が餌を与えることは、人馴れを招き警戒心を低下させ、被害を拡大させるばかりではなく、その地域への定着の要因となるので、市町村は、絶対に餌をやらないうよう道路及び駐車場などに掲示板の設置やペンフレットの配布などを通じて普及啓発に努める。

(4) 調整区域の環境整備

調整区域において、サルが排除区域に出ない環境づくりを行う。具体的には、農地に接する山林等の間に緩衝地帯（バッファゾーン）を設置し、農地と山林を遮断することでサルの農地に侵入しにくくなる生息環境整備が必要である。

(ウ) モンキーボックスの計画的な配置・体制整備

モンキーボックスとは、警察犬訓練所等でサルを追い払う等一定期間訓練を行った犬である。

モンキーボックスは、むつ市、佐井村で活動しているが、追い上げ、追い払いにより農作物被害軽減に高い効果を上げていることから、市町村は、モンキーボックスの確保や定期的訓練の実施、ハンドラーの雇用条件の改善など、計画的な配置を積極的に行う。また、安全確保を最優先にハンドラーの命令に従い、かつ人に対して危害を与えないように再訓練を実施し、安全かつ適正に管理できる体制において行うものとする。さらに、追い上げ、追い払い実施中にモンキーボックスが第三者に対して起こした損害に対する補償に備え、損害賠償保険に加入するものとする。

(3) 捕獲

市町村は、生息数の増加や群れの分裂、群れの遊動域の拡大に伴う農作物被害の拡大など地域社会に与える影響を考慮した捕獲を実施する。

なお、捕獲及び被害対策の判断については、「加害レベルと被害対策の選択基準」を参考とする。

また、捕獲方法は、原則として、はこわな、大型檻とし、必要に応じて銃器を用いる。(ただし、銃器を用いる場合には北半島・ホソザル対策評価科学委員会（以下、「科学委員会」という。）の承認を得た場合に限る。)

ア 加害個体除去

排除地域に出没又は定着し、人家等侵入や人などへ危害を与えている個体及び農作物に甚大な被害を与えた個体を捕獲する。捕獲にあたっては加害個体の特定に努めると共に、追い上げなどの被害防除対策を実施しても被害を防止できない場合に捕獲する。

【加害個体の定義】

以下の項目が当てはまる個体を、人間の身体に危害を与えた個体及び農作物に甚大な被害を与えた個体と判断し、果が捕獲を許可できる対象とする。

(イ) 農地や集落に定着し、かつ、農作物等に被害を与えたハナレサル。

(ロ) 人家及びその周辺の器物を損壊させた個体。

(ハ) 人間が身に携帯する食物を奪おうとした個体。

(ニ) 人に対し攻撃的な行動を複数回行った個体。ただし、攻撃的行動の原因が人間の側でないかどうかが十分確認する必要がある。例えば、人がサルに餌を与えようとしたか。また、人がカンボウサルと母サルの間に入らなかつたかなど。

なお、実際に人間の身体に危害を与えた個体は緊急避難措置による捕獲の対象となるので、ここでは除外する。

イ 個体数調整

群れの存続を前提とし、群れの個体数が多いことが原因で被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実施できないと判断される場合や、個体数増加のため分裂する可能性が高い場合に群れの一部を捕獲する。

なお、最新のモニタリング調査、被害状況や捕獲実績等を総合的に勘案し、毎年度作成する市町村実施計画において、群れごとに適正な規模となる目標頭数を設定し、科学委員会で承認を受けるものとする。

ウ 加害群除去

群れの大半のサルが人家等侵入や農作物に甚大な被害を繰り返すなど加害レベルが高く、加害個体の捕獲では効果が見られない群れ、あるいは個体数の増加などにより分裂し、また、分裂が予測され、被害区域を拡大させるおそれのある群れについては捕獲する。

なお、群れ捕獲を行う場合は、次の要件を全て満たすこと。  
(イ) 捕獲した後の地域個体群内における群れが複数存在し、かつ、その連続性が概ね維持できること。

(ロ) 捕獲対象群れに隣接する群れがその遊動域を拡大しないよう、組織的な追い払いや防護柵の設置等の被害防除対策を実施していること。

エ その他

(イ) 捕獲のための手続き

捕獲は、「ニホンザル捕獲のための法手続き」(参考資料 (1) P22) にあるとおり、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく手続きを踏んで行う。

(ロ) 捕獲個体の取扱い

ア 捕獲個体は、錯誤捕獲を除き原則として放獣しない。ただし、群れに対する影響力が強いと考えられる個体についてはこの限りではない。

イ 檻により捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法により処分し、実験動物としての利用はしない。

ロ 銃器により捕獲した個体は、山野に放置することなく、焼却等により適正に処理する。

ハ 捕獲した個体は、データを記録するとともに、保護管理のための資料として活用する。

(イ) 科学委員会への報告  
ア 果は、市町村から「管理計画に基づく捕獲」について申請があった場合、科学委員会に処理状況を報告する。

ロ 市町村は、捕獲を実施する場合、処理の過程についての記録文書は様式を定めて残し、捕獲終了後果に提出し、果が科学委員会に報告する。

(ロ) 外来種の捕獲

外来種のダイロンザル等が野外で発見された場合には、市町村は果に報告するとともに、ニホンザルとの交雑を避けるため、当該個体を捕獲する。

(4) 住民による自衛

地域における総合的な被害防除の取組として、市町村、果等から支援を受けながら、地域ぐるみで実施する。

ア 戸籍まりの徹底  
 これまでの社会的習慣から施錠を行わない家庭が多かったが、人家等侵入の増加を契機に除々に施錠が普及しつつある。今後は家屋以外も含めて施錠を徹底するよう普及啓発を図り、人家等侵入の防止に努める。

イ 電気柵の適正管理  
 補修点検、下草の除去、周辺立木の伐採や枝払いなど電気柵の適切な維持管理に努める。  
 ウ 集落環境管理の徹底

(ア) 誘引要因の除去  
 農地及び人家周辺など人の生活圏をサルスの餌場と認識させないよう、サルスの誘引要因の除去を徹底する。また、農地の野菜や果実の取り残しは、サルスの誘引要因になることから適正な処分を行う。

(イ) 餌やりの禁止  
 人馴れを招き、人への警戒心を低下させ、被害を拡大させるのみならず、その地域への定着の要因となるため、絶対に餌を与えないよう掲示板の設置やペンフレットの配布などを通じて普及啓発に努める。

(ウ) 集落環境の保全  
 集落と山との境界付近のやぶを刈り払うなどして、緩衝地帯を設定し、サルが集落に出没しにくくなるよう努める。

11 計画の実施及び見直しに必要な事項

(1) 管理事業の実施

ア 計画の実施体制

県はこの計画を推進するため、「第二種特定鳥獣管理計画の実施体制」(図表一覧 [図 - 3] P26) に基づき、下北半島ニホンサル保護管理対策協議会 (以下、「協議会」という。) 及び科学委員会を開催する。また、協議会の構成機関である国、県、市町村、農協及び観光協会連合会は互いに連携を図りつつ、計画目標の達成に向けた各々の取組を進めるものとする。さらに、NPO法人など他機関との情報交換、連携を進める。

イ 市町村実施計画の作成

市町村は、毎年度県が実施するモニタリング調査結果を反映した市町村実施計画案及び計画図案を作成し県へ提出する。県は、提出された市町村実施計画案を科学委員会で検討を加える。市町村は、検討後に所要の修正を行い、市町村実施計画を作成する。

ウ モニタリング

県は、市町村等と連携、協働しながら、サルスの生息状況及び農作物被害状況を把握し、計画の見直しの基礎として利用するため、モニタリング調査を実施する。

(ア) 生息状況調査

分布域、群れ数、個体数、遊動域、加害レベル、分派の有無等の調査を毎年度実施し、生息状況を把握する。

(イ) 調査結果の分析

県は、モニタリング結果の分析を市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、大学等

の研究機関等の協力を得て実施し、地域個体群の安定的な維持に必要な群れ数や個体数の規模などの検討を進める。

(ウ) 被害状況調査

市町村は、農業者、農協等の協力を得て農作物等の被害額、被害面積等の情報を収集し県に報告するとともに、収集した情報をもとに実情に即した被害防除対策を実施する。

(2) 人材育成

市町村は、サルスの知識や生態等に精通した専門家、NPO法人等と連携しながら、担当職員が農作物被害等を軽減するために必要な防除知識や技術習得に努めるとともに、被害対策に必要な保護管理専門員等の継続的雇用と社会的地位及び自分の保証等を行い、人材の育成に努める。また、県も市町村が実施する人材育成への取り組みに対する支援に努める。

(3) 対策の評価及び計画の見直し

県は毎年度、モニタリング調査結果や対策事業の実施状況を基に評価を行い、市町村が作成する実施計画を検討するため、科学委員会を開催する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

12 住民などの普及啓発、合意形成

(1) 共有に向けた地域住民への普及啓発

市町村は、保護管理や被害対策への取組を地域住民に理解してもらうため、地域の実情に応じた講習会の開催やペンフレットの活用等により、サルに関する基本的知識の啓発と、住民自らを取り組める被害防除対策の普及啓発に努める。

(2) 集落環境調査の実施

市町村は、地域の被害状況や被害対策に関する共通認識を持つため、農地の耕作状況、被害状況、誘引要因の管理状況など集落の環境調査を自治会等と連携しながら実施し、調査結果を基に取組方針等の合意形成を図る。

(3) 耕作放棄地等対策の実施

市町村は、集落環境調査を参考にして耕作放棄地等対策を実施する。

(4) 環境教育、地域資源としての活用

ア 地域の子供達への環境教育

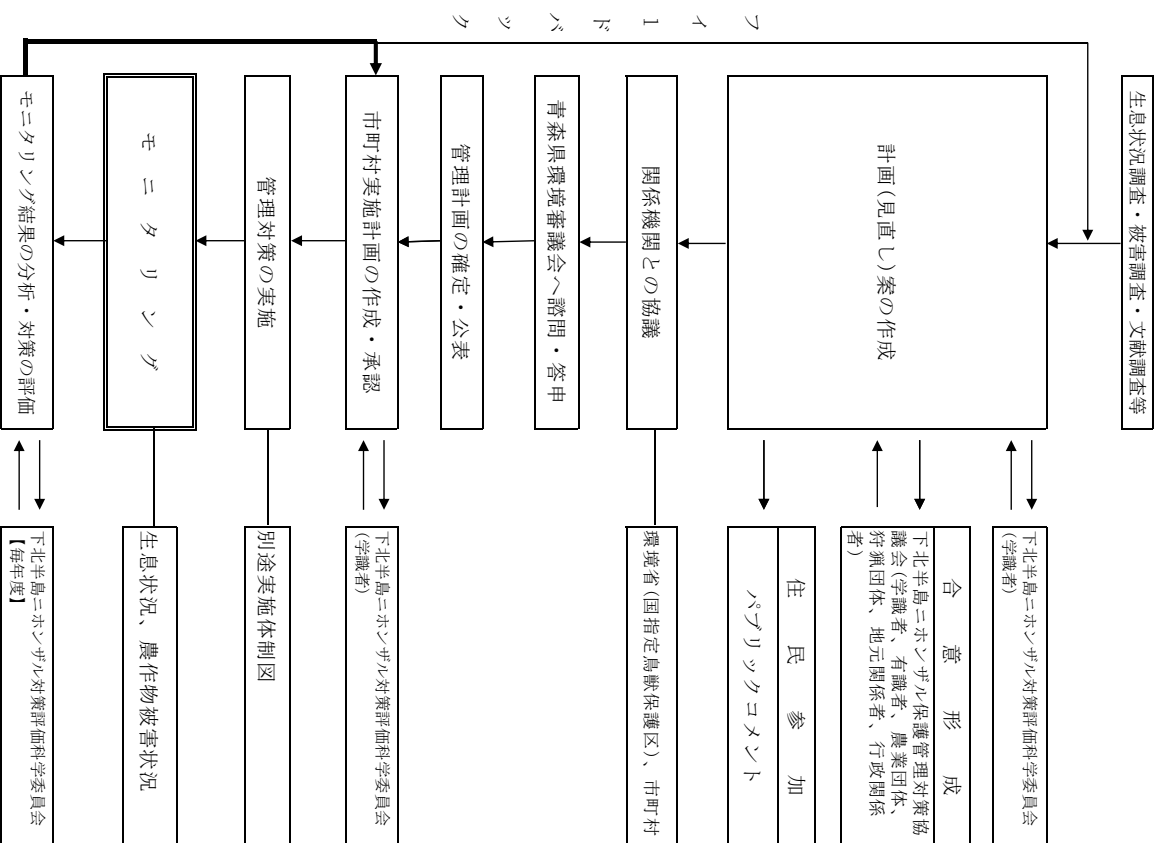
市町村は、学校、地域活動などでの環境教育を通じて、野生動物との適切なつきあい方を子供達の生活の中に定着させるような普及啓発を行う。また、県内外の青少年を対象とした野生動物の保護についての各種事業についても検討を進める。

イ エコツアーやジオツアーなど観光資源としての活用

市町村は、エコツアーやジオツアーなどへ参加する観光客などに下北半島の豊かな固有の自然を紹介し、環境資源として活用する。ただし、サルの人馴れ防止に十分配慮したものに

ウ 研究や研修の場としての活用  
 下北半島のサルは世界最北限に生息する種として学術上重要であるが、研究活動によってサルを含めた下北半島固有の自然的価値や重要性についての認知が更に高まることが期待される。このことから、県及び市町村、関係団体等は、この地域を研究や研修の場として活用することを推進すると共に、研究・普及・啓発活動が効果的に行われるような施策を検討する。ただし、研究等の目的であっても、サルの人馴れ防止に十分配慮したものであるよう指導する。

【 図 - 7 第二種特定鳥獣管理計画の策定から見直しまでの流れ 】



用語の説明

**分布域**  
地域個体群の広がりを示す区域。

**遊動域**  
分布域のなかで、個々の群れが生活し、利用する空間。

**加害レベル**  
群れの人馴れ程度、加害の程度をサルOの行動から総合的に評価した群れの害性の指標。

**(植物) 群落**  
同一場所と一緒に生活している植物群を指す機作的な植生の単位。同じような立地で、組成、構造などよく似た群落が成立すると考えられている。

**群団**  
植物群落を表現する単位の「群集」を、その特徴を構成する種の類似性でまとめた高次の単位。

**代償植生**  
人間の影響によって立地本来の自然植生が様々な人為植生に置き代わったもの。

**地域個体群**  
地域的に連続して分布する群れのまとまり。

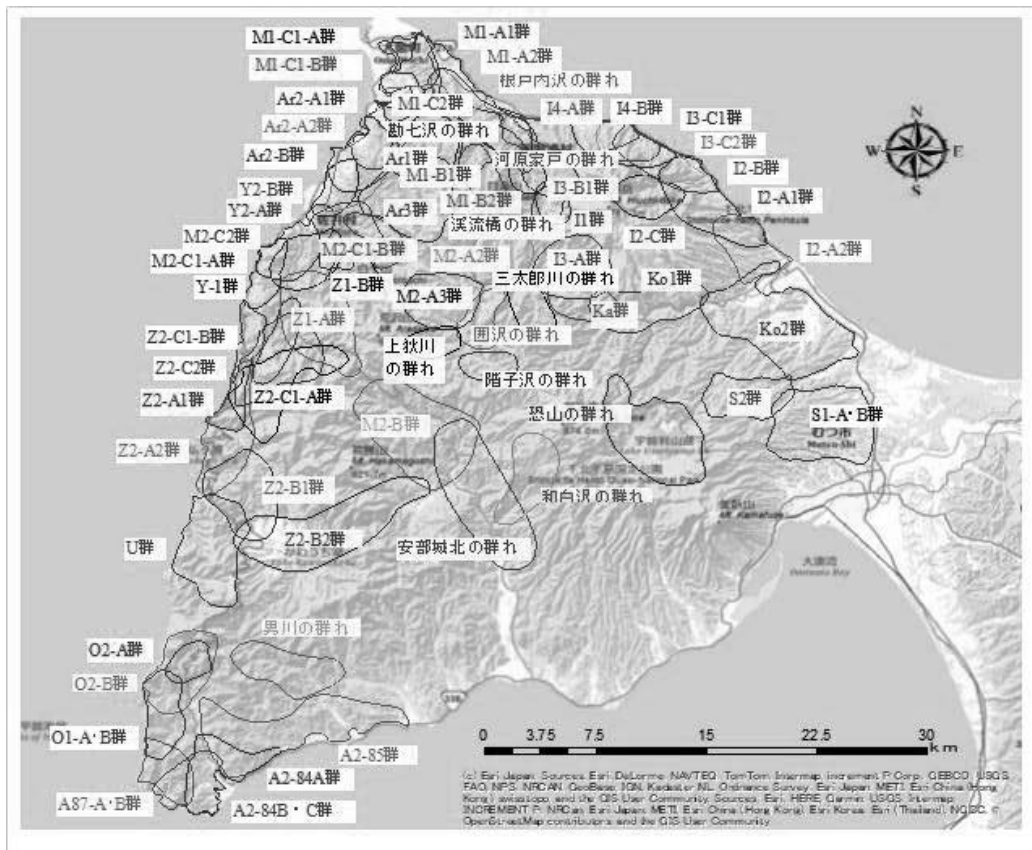
**ブナクラス域**  
日本の夏緑広葉樹林でブナが特徴種となっている群落。植物社会学の用語。

**分派行動**  
ニホンザルの社会単位は、母系の雌と子ども、さらに外来のものを含めたオスからなる複雑な複雌の集団であり、群れと呼ばれている。群れは、その構成員で緊密な社会交渉を保ちながら一緒に行動すると考えられているが、これが小集団に別行動をとる場合があり、これを分派行動という。通常、群れが分裂する前に分派行動をとることが多い。

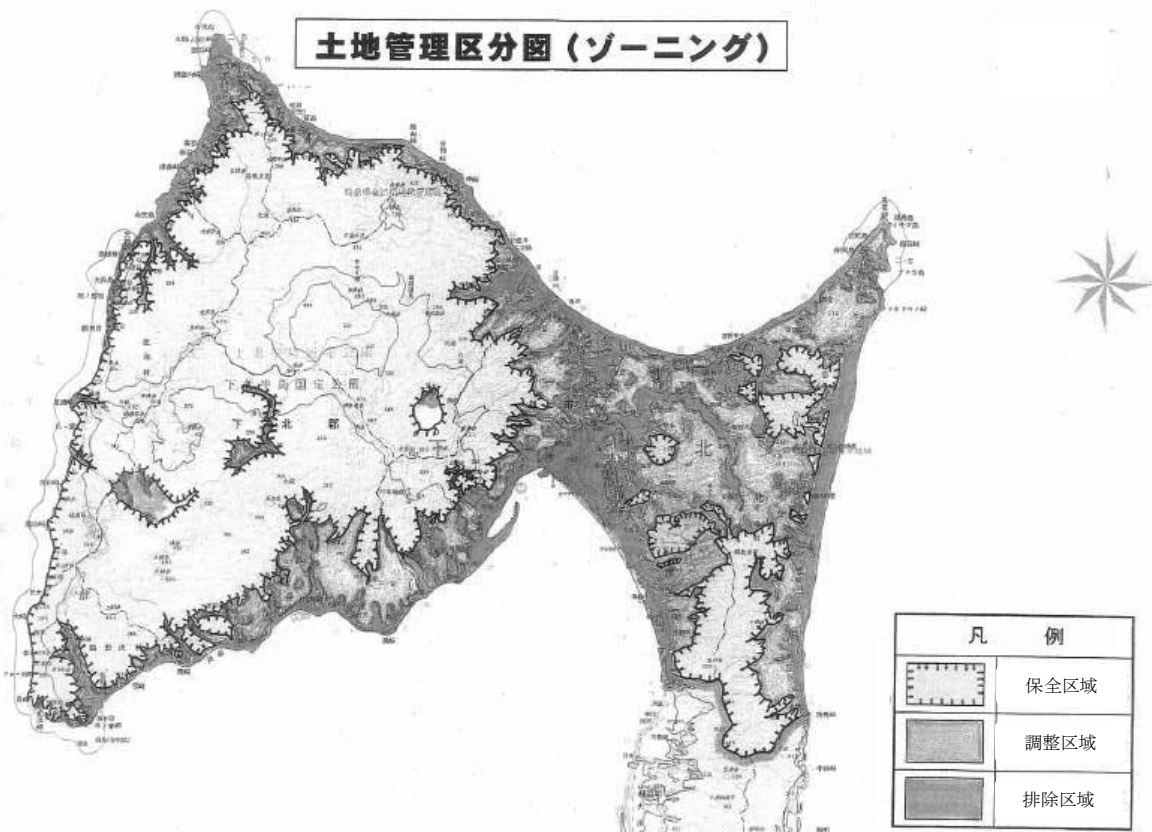
**群れの分裂**  
群れがニホンザル社会の単位であるが、この群れが不可逆的の二つに分かれ、別々の行動や社会交渉の単位が生ずること。通常、群れの分裂は、群れの構成員の数の増加ともなっており、群れの分裂により、群れの数が一つ増えるため、新たに遊動域が増し、群れの分布域が広がる場合が多い。

《 図 表 一 覧 》

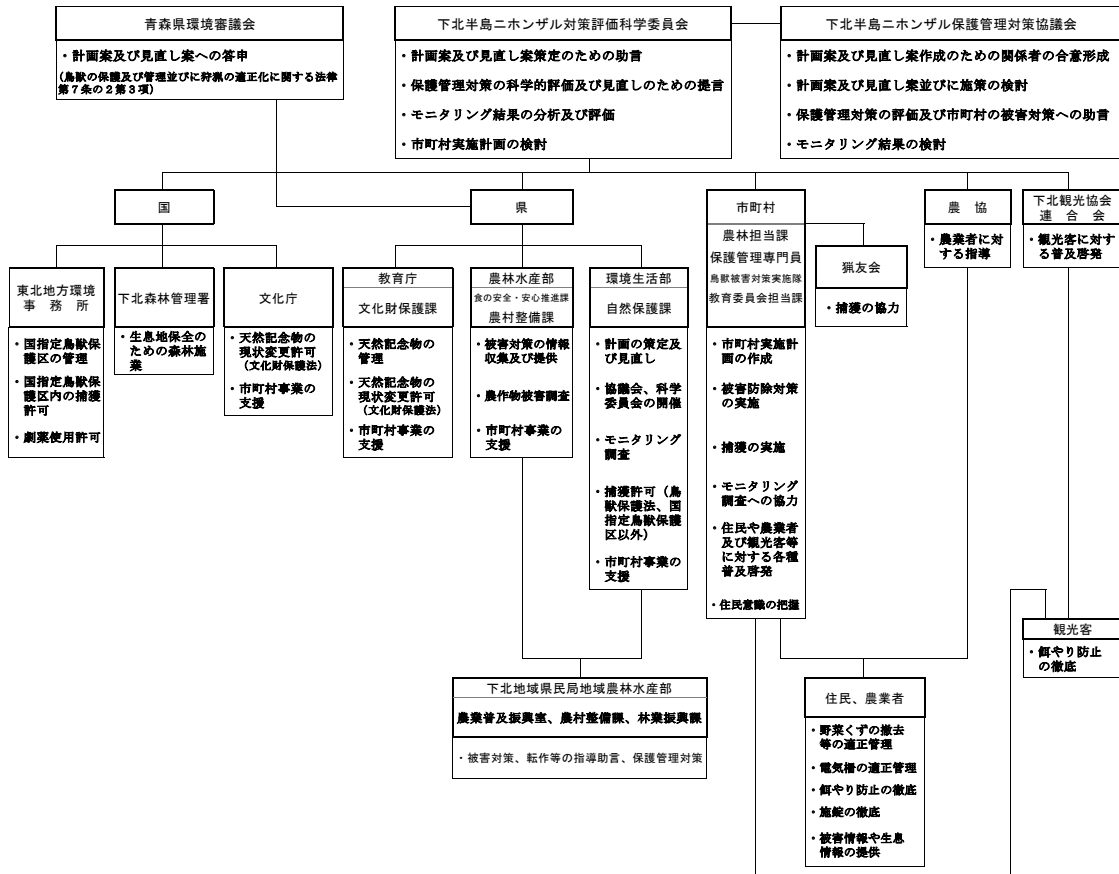
[ 図 - 1 ]	下北半島に生息するニホンザル個体群の分布域	-----	24
[ 図 - 2 ]	土地管理区域図 (ゾーンング)	-----	25
[ 図 - 3 ]	第二種特定鳥獣管理計画の実施体制	-----	26
[ 表 - 1 ]	群れの状況一覧表	-----	27
[ 表 - 2 ]	農作物被害状況と被害対策の変遷	-----	29
[ 表 - 3 ]	加害レベルと被害対策の選択基準	-----	30



【 図 - 1 】 下北半島に生息するニホンザル個体群の分布域



【 図 - 2 】 土地管理区域図 (ゾーニング)



【図-3】 第二種特定鳥獣管理計画の実施体制

【表-1】 群れの状況一覧表

番号	群名 V(R)	加群地合 V(R)	生息地の市町村	群れサイズ(頭)		H27～H28 個体数	H27～H28 個体数の増減	第1次管理計画 推進内容(4/28)	第2次管理計画 推進内容(4/2)	繁殖期 V(R)
				平成27年度調査	令和2年度調査					
1	A2-84A	3	むつ市(国野沢)	38+α	21+α	17	▲17	加群排除	個体数調整	○
2	A2-84B	3	むつ市(国野沢)	32+α	21+α	32	▲11	加群排除	個体数調整	○
3	A2-84C	2	むつ市(国野沢)	13+α	9+α	▲4	▲4	加群排除	個体数調整	○
4	A2-85	4	むつ市(国野沢)	69	27+α	79	▲42	加群排除	加群排除	○
5	A87-A	4	むつ市(国野沢)	52	72+α	14	20	個体数調整	個体数調整	○
6	A87-B	2	むつ市(国野沢)	25+α	41+α	16	16	加群排除	加群排除	○
7	O1-A	4	むつ市(国野沢)	33+α	34+α	22	1	個体数調整	個体数調整	○
8	O1-B	1	むつ市(国野沢)	34+α	52+α	18	18	加群排除	加群排除	○
9	O2-A	1	むつ市(国野沢)	36	43+α	7	7	加群排除	加群排除	○
10	O2-B	3	むつ市(国野沢)	38+α	46+α	8	8	個体数調整	個体数調整	○
11	U	2	むつ市(国野沢)	72+α	78+α	2	6	加群排除	加群排除	○
12	Kα	0	むつ市(大畑)	38+α	58+α	20	20	加群排除	加群排除	○
13	Kα1	0	むつ市(大畑)	26+α	47+α	21	21	加群排除	加群排除	○
14	Kα2	5	むつ市(大畑)	46+α	81+α	12	35	個体数調整	加群排除	○
15	S1-A	5	むつ市(国野沢)	59+α	49+α	2	49	個体数調整	加群排除	○
16	S1-B	5	むつ市(国野沢)	29+α	42+α	1	42	加群排除	加群排除	○
17	S2	5	むつ市(大畑)	24+α	24+α	24	24	加群排除	加群排除	○
18	I1	0	風間清村	35+α	35+α	0	0	加群排除	加群排除	○
19	I2-A1	4	むつ市(大畑)～風間清村	36+α	22+α	38	▲14	加群排除	加群排除	○
20	I2-A2	4	むつ市(大畑)～風間清村	9+α	9+α	11	0	加群排除	加群排除	○
21	I2-B	5	風間清村～むつ市(大畑)	16+α	13+α	39	▲3	加群排除	加群排除	○
22	I2-C	2	風間清村～むつ市(大畑)	24+α	40+α	16	16	加群排除	加群排除	○
23	I3-A	0	風間清村～むつ市(大畑)	73+α	76+α	3	3	加群排除	加群排除	○
24	I3-B1	2	風間清村	41+α	41+α	0	0	加群排除	加群排除	○
	I3-B2		風間清村	51+α						
	I3-C		風間清村	35+α		6		加群排除		
25	I3-C1	5	風間清村	45+α	45+α	45	45	加群排除	加群排除	○
26	I3-C2	5	風間清村	36+α	36+α	36	36	加群排除	加群排除	○
27	I4-A	5	風間清村	38+α	31+α	25	▲7	個体数調整	加群排除	○
28	I4-B	5	風間清村	22+α	8+α	33	▲14	個体数調整	加群排除	○
29	M1-A1	5	風間清村	34+α	27+α	42	▲7	個体数調整	加群排除	○
30	M1-A2	4	風間清村	17+α	44+α	1	27	個体数調整	加群排除	○
31	M1-B1	0	風間清村	38+α	47+α	8	8	加群排除	加群排除	○
32	M1-B2	3	風間清村	10+α	22+α	12	12	加群排除	加群排除	○
33	M1-C1-A	5	大間町	29+α	40+α	47	11	加群排除	加群排除	○
34	M1-C1-B	5	大間町	38+α	29+α	51	▲9	加群排除	加群排除	○
35	M1-C2	3	大間町	41+α	40+α	1	▲1	個体数調整	個体数調整	○
36	A r 1	1	大間町	23+α	29+α	6	6	加群排除	加群排除	○
37	A r 2 - A 1	5	大間町	21+α	22+α	40	1	加群排除	加群排除	○
38	A r 2 - A 2	5	大間町	18+α	53+α	11	35	加群排除	加群排除	○

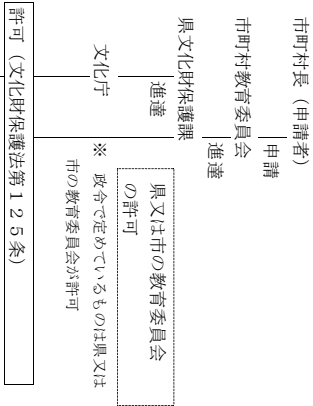




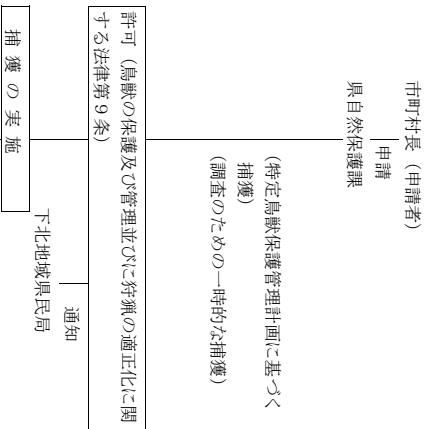


(1) ニホンザル捕獲のための法手続き

●文化財保護法に基づく現状変更許可申請



●鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可申請



現状変更 (文化財保護法第125条)	<p>○県又は市が許可</p> <p>文化財保護法施行令第5条第4項より 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは 生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは 身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕 獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しく は発信機の実着又は当該捕獲した動物の血液その他の 組織の採取</p> <p>(許可例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個体のための捕獲</li> <li>・飼育のための捕獲</li> <li>・調査のための一時的な捕獲</li> <li>・人の生命若しくは身体に対する危害防 止のために必要な捕獲</li> </ul>
終了報告	

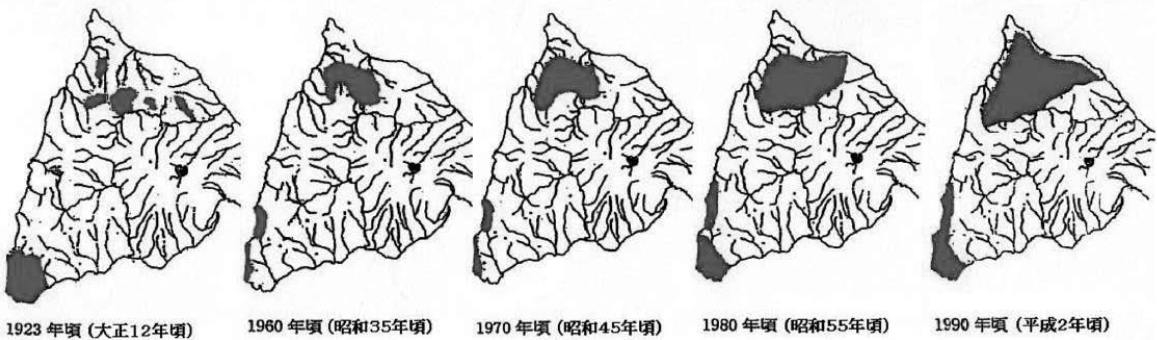
○現状変更等の許可申請等に関する規則第3条  
現状変更を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官  
(県又は市の教育委員会が行った場合には、県又は市の教育委  
員会)に報告するものとする。

(2) 下北半島のニホンザルの歴史

年 (月 日)	事	項
1947	S22	ニホンザルを狩猟獣から除外
1960	S35	九艘泊地区にサルが姿を現す、断片的に生息調査が開始
1962	S37	九艘泊地区で田畑荒らしが頻発化し、九艘泊婦人会が村へ猿害防止の陳情
1963	S38	脇野沢村が九艘泊婦人会に餌付けを依頼
1964	S39	西南部の生息域を果が鳥獣保護区に設定、A群の餌付け完成
1968	S43	下北半島の国定公園指定
1970	S45. 11. 11	天然記念物指定 (下北半島のサルおよびサル生息北限地(脇野沢村・佐井村))
1970	S45	猿害が九艘泊地区から芋田地区へ拡大 西北部の生息地に除草剤を空中散布
1965～ 1970	S40～45	7群(北西部3群、南西部4群)約190頭を確認
1970	S45	西北部のサルを日本モンキーセンターほかで調査開始
1973	S48	京大霊長研が下北半島に研究林を設定
1975	S50	猿害が芋田地区から畑田地区へ拡大、環境庁と文化庁の覚書に基づき下北半島ニホンザルの保護増殖事業が文化庁から環境庁へ移行
1976	S51	A群への給餌を大幅に減らす。群に分裂の兆候が現れる。
1977～ 1979	S52～54	日本モンキーセンターによる「北限のニホンザルの保護に関する調査」実施
1980	S55	猿害が社会問題化、A群の主群に村が大量給餌を再開 村及び村農協、国、県へ猿害防止の陳情 モンキーセンターが最終報告書を村・国へ提出
1981	S56	脇野沢村のA群(ほか111頭)を捕獲、うち23頭は逃亡又は放出、残る72頭を野猿公苑、16頭を県内の他施設へ譲渡、A群の主群に給餌終了
1984	S59	脇野沢村七引に野猿公苑オープン
1989～ 1991	H元～3	国設下北西部鳥獣保護区に設定 野猿公苑拡張整備
1991	H3	佐井村で畑に被害が開始
1994	H6	脇野沢村で電気柵設置開始
1995	H7	佐井村で電気柵設置開始
1995～ 1997	H7～9	「革新的農業技術導入促進事業」実施
1998	H10	風間浦村で電気柵設置開始、大畑町で電気柵設置 下北半島のサル調査会が17群732頭+αと推定

年 (月 日)	事 項
1995～1999	H7～11 県のモニタリング調査により18群718～761頭と推定
2000	H12.10.3 下北半島ニホンザル保護管理基本計画策定
2001	H13.3 人家侵入を繰り返していたニホンザル1頭をお仕置き放獣したが再度捕獲されたため野猿公苑へ収容 下北半島のサル調査会が22～23群約1,000頭と推定
2004	H16 第1次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)策定 問題個体捕獲 14頭
2006	H18 むつ市脇野沢でサルが原因による小学生女児の人的被害が発生(緊急捕獲1頭) 問題個体捕獲 3頭 第1次特定鳥獣保護管理計画の1年間延長措置(H20.3.31まで) 県のモニタリング調査により29群1,323頭+αと推定
2007	H19 大間町で電気柵設置開始 むつ市脇野沢でサルが原因による女性の人的被害が発生(緊急捕獲1頭)
2008	H20 第2次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)策定 むつ市脇野沢で老女の人的被害が発生(個体数調整により捕獲) むつ市脇野沢でモンキーボックスによる追い上げを実施
2009	H21 上野動物園に捕獲したA2-85群の21頭を譲渡
2010	H22 県のモニタリング調査により56群1,923頭+αと推定
2011	H23 むつ市(大畑地区)、大間町、風間浦村、佐井村がモンキーボックスを導入
2012	H24 第3次特定鳥獣保護管理計画(下北半島のニホンザル)策定
2014	H26 むつ市(川内地区)がモンキーボックスを導入
2015	H27 第1次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)策定 県のモニタリング調査により70群2,383頭+αと推定
2016	H28 風間浦村で大型囲い罠導入
2017	H29 第2次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)策定 東通村を計画対象区域に追加 県のモニタリング調査により69群2,635頭+αと推定 佐井村で大型囲い罠導入
2018	H30 むつ市で大型囲い罠導入
2019	H31 下北半島ニホンザル捕獲マニュアル作成
2020	R2 佐井村でモンキーボックス1頭導入

(3) 分布域の変遷



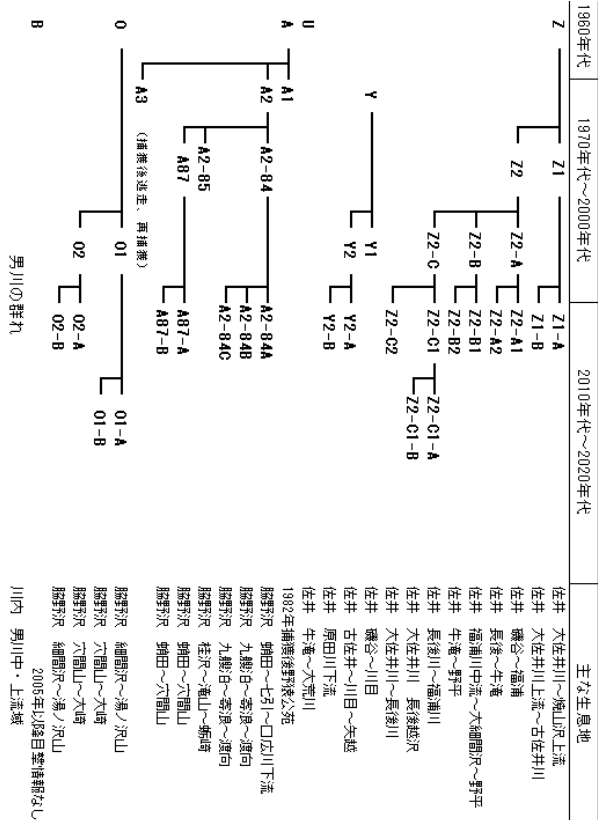
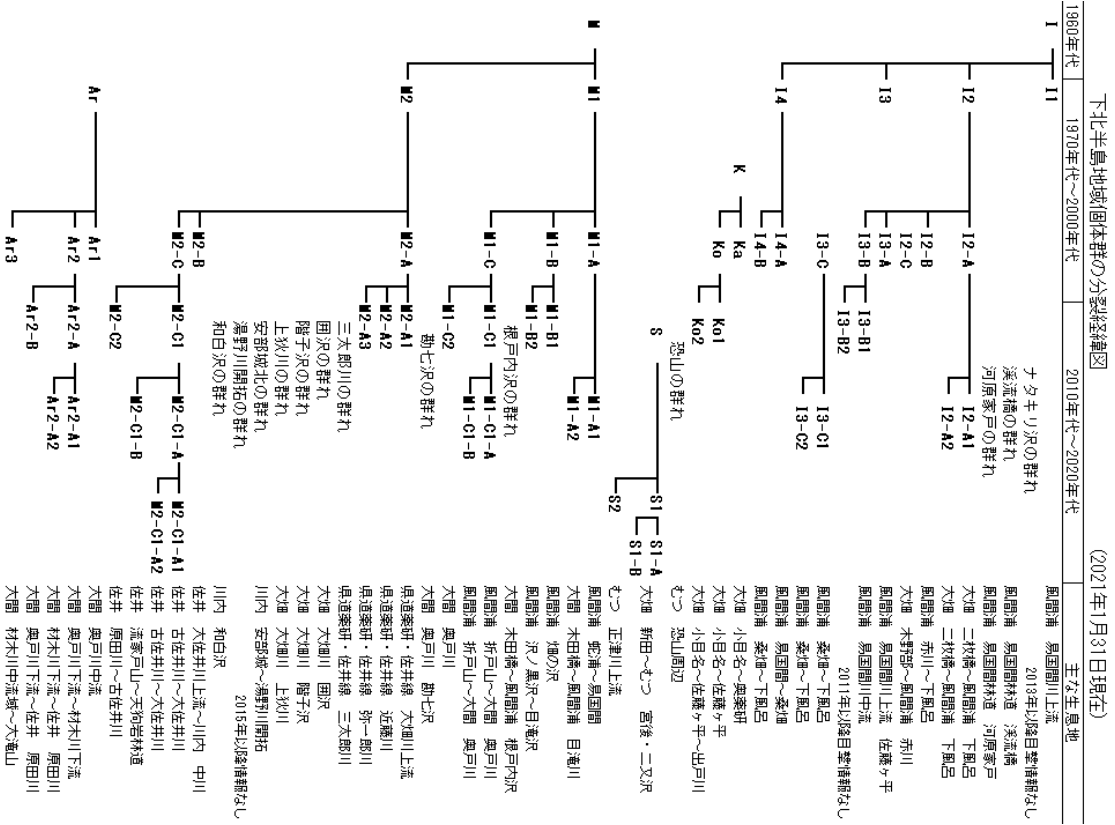
1923年頃(大正12年頃) 1960年頃(昭和35年頃) 1970年頃(昭和45年頃) 1980年頃(昭和55年頃) 1990年頃(平成2年頃)



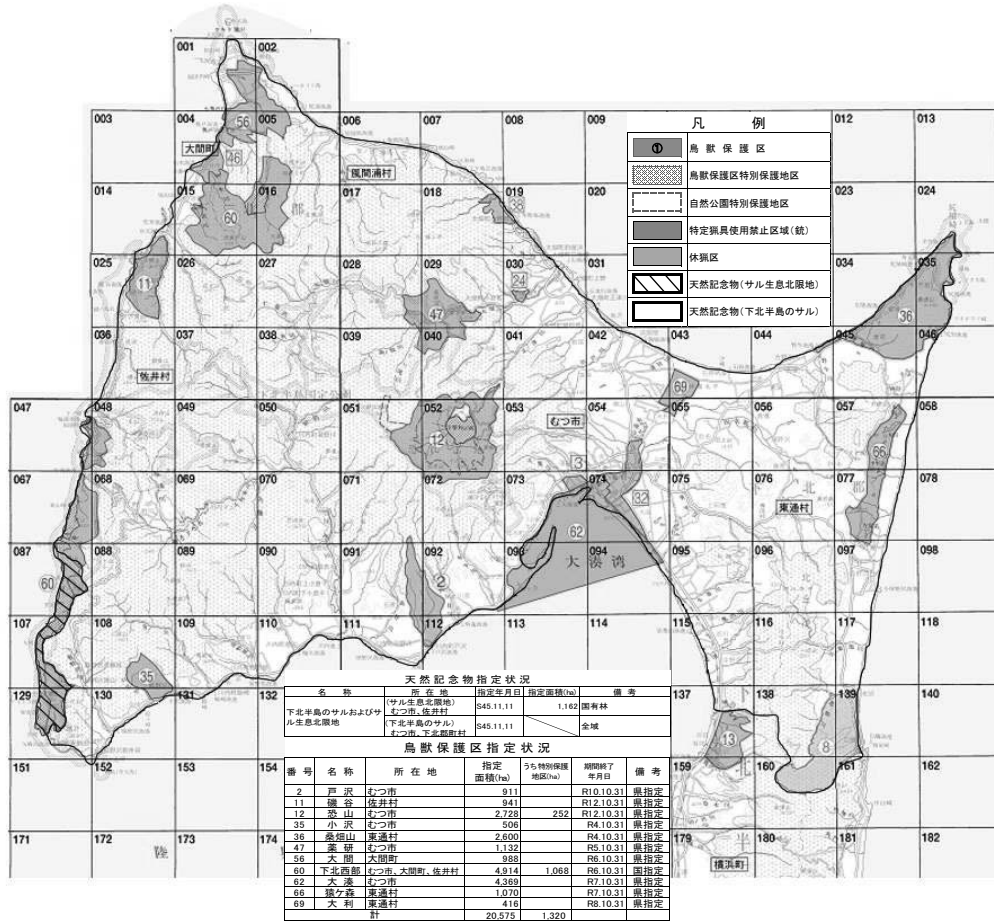
下北半島地域個体群  
分布域の変遷

上段は三戸幸久氏作成図に加筆

(4) 群れの変遷



(5) 鳥獣保護区・天然記念物指定位置図



(6) ニホンザルの生態

- ① サル目 (霊長目) - オナチザル科 - マカク属 (マカク属) - ニホンザル (*Macaca fuscata*)
- ② ニホンザルは日本固有種であり、北は本県下北半島から南は鹿児島県屋久島まで生息している。屋久島に生息するヤクシマザルと屋久島以外に生息するホンダザルの2亜種に分かれる。本県では下北半島、津軽半島及び白神山地に群れが生息している。
- ③ 頭胴長：オス56～60cm、メス47～55cm、尾長：オス8～12cm、メス7～10cm、体重：オス10～18kg、メス8～16kg、オスがメスより大きい、体毛は茶褐色ないし灰褐色、顔と尻が赤く特に交尾期には鮮紅色になる。
- ④ 基本的に群れで生活し、その個体数は数十頭から往々にして百頭を超す。
- ⑤ メスは多くの場合、一生を生きた群れで過ごす。メスが初産をむかえるのは普通5才から9才程度。秋に交尾し、春に出産する。
- ⑥ 妊娠期間は約170～180日。一産一仔。2年以上連続して出産することは稀。オスもメスも20才までには大多数が死亡する。
- ⑦ オスのほとんどは3～8才くらいで群れを出る。その後、単独での生活を送ったり、群れを渡り歩いたりする。時としてオスばかりの集団(オスグループ)を作る。
- ⑧ 群れ内では家系によるまとまりがみられ、血縁の近い個体ほど親和的である。群れは定まった地域の中で生活する。この地域を行動域や遊動域と呼ぶ。
- ⑨ 基本的には植物食で、昆虫も好む。海岸では貝類や海藻類もときおり食べる。下北半島では冬期間は樹皮、冬芽が中心である。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円